

定期予防接種

種類： (生)…生ワクチン (不)…不活化ワクチン (A)…A類疾病 (努力義務あり) (B)…B類疾病 (努力義務なし)

予防接種の対象となる病気	種類	回数・接種量	対象者	接種回数・間隔
ロタウイルス感染症	(生) (A)	ロタリックス (1価) 2回 各1.5ml ロタテック (5価) 3回 各2.0ml	R2,8,1以後に生まれた乳児 ロタリックス (1価) の場合： 生後6週～24週0日 ロタテック (5価) の場合： 生後6週～32週0日までの間にある者	ロタリックス (1価) → 1回目 → 2回目 1回目接種後27日以上の間隔をあける ロタテック (5価) → 1回目 → 2回目 → 3回目 1回目接種後27日以上の間隔をあける 2回目接種後27日以上の間隔をあける ※どちらのワクチンも、初回接種は、生後2月から生後14週6日までに受けましょう。 初回接種は、腸重積症の好発時期を避けるために、出生14週6日後までに完了することが望ましいとされています。
B型肝炎	(生) (A)	3回 各0.25ml	生後1歳に至るまでの間にある者 (1歳になる前日) 標準的接種期間：生後2～9月に至るまでの間	1回目 → 2回目 → 3回目 1回目接種後27日以上の間隔をあける 【追加】4回目 1回目接種後139日以上の間隔をあける
ヒブ 生後2～60月になるまで (生後2月になる前日から60月の前日まで) ※初回接種開始時の月齢ごとに接種方法が異なります。	(生) (A)	4回 各0.5ml	標準的な接種開始年齢 ※なるべくこの時期に接種を開始しましょう。 ●生後2～7月に至るまで (生後2月になる前日から生後7月になる前日) 初回接種 3回 (生後12月までに) 追加接種 1回	【初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後27日以上 (医師が認める場合は20日) の間隔をあける 2回目接種後27日以上 (医師が認める場合は20日) の間隔をあける 初回 (3回目) 終了後7月以上の間隔をあける ※標準的には27日から56日までの間隔で3回接種 ※生後12月までに3回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日 (医師が認める場合は20日) 以上の間隔を置いて1回接種。 【初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後27日以上 (医師が認める場合は20日) の間隔をあける 初回 (2回目) 終了後7月以上の間隔をあける ※標準的には27日から56日までの間隔で2回接種 ※生後12月までに2回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日 (医師が認める場合は20日) 以上の間隔を置いて1回接種。
小児の肺炎球菌感染症 生後2～60月になるまで (生後2月になる前日から60月の前日まで) ※初回接種開始時の月齢ごとに接種方法が異なります。	(生) (A)	1回 0.5ml	生後12～60月に至るまで (1歳になる前日から5歳になる前日) 標準的な接種開始年齢 ※なるべくこの時期に接種を開始しましょう。 ●生後2～7月に至るまで (生後2月になる前日から生後7月になる前日) 初回接種 3回 追加接種 1回	1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後27日以上の間隔をあける 2回目接種後27日以上の間隔をあける 3回目接種後27日以上の間隔をあける 4回目接種後27日以上の間隔をあける ※標準的には生後12月から15月 ※初回2回目及び3回目は、生後24月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない (追加接種は可能)。また、初回接種のうち2回目の接種は生後12月までに行うこととし、それを超えた場合は初回接種のうち3回目は行わない (追加接種は可能)。 【初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目の接種から27日以上の間隔をあける (生後24月までに完了) 2回目の接種から27日以上の間隔をあける (生後24月までに完了) 3回目接種から60日以上の間隔をあけて、生後12月以降に接種 ※標準的には生後12月から15月 ※初回2回目及び3回目は、生後24月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない (追加接種は可能)。また、初回接種のうち2回目の接種は生後12月までに行うこととし、それを超えた場合は初回接種のうち3回目は行わない (追加接種は可能)。 【初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目の接種から27日以上の間隔をあける (生後24月までに完了) 2回目接種から27日以上の間隔をあける (生後24月までに完了) 3回目接種から60日以上の間隔をあけて、生後12月以降に接種 ※標準的には生後12月から15月 ※初回2回目及び3回目は、生後24月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない (追加接種は可能)。 【初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目の接種から27日以上の間隔をあける (生後24月までに完了) 2回目接種から27日以上の間隔をあける (生後24月までに完了) 3回目接種から60日以上の間隔をあけて、生後12月以降に接種
ジフテリア 百日咳・破傷風 ポリオ (四種混合： DPT-IPV)	(不) (A)	4回 各0.5ml 令和5年4月から接種の対象年齢が変わります。	生後2～90月に至るまでの間 (生後2月になる前日から7歳6か月になる前日) 標準的接種期間： 1期 生後2～12月に至るまで 1期追加 1期初回 (3回) 終了後12月～18月までの間隔をおく	【1期初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後20日以上の間隔をあける 2回目接種後20日以上の間隔をあける 3回目接種後6月以上の間隔をあける 【1期追加】1回目 → 2回目 → 3回目 1回目接種後6月以上の間隔をあける 2回目接種後6月以上の間隔をあける 3回目接種後6月以上の間隔をあける ※標準的には20日から56日までの間隔で接種 ※標準的には初回終了後12月から18月の間 1回接種 生後5月から8月に達するまでの接種が望ましい
結核 (BCG)	(生) (A)	1回 経皮接種	生後1歳に至るまでの間 (1歳の誕生日の前日)	1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後3月以上の間隔をあける ※標準的には6月から12月までの間隔で接種
麻疹風しん混合 (MR)	(生) (A)	2回 各0.5ml	1期：生後12月 (1歳の誕生日の前日)～24月に至るまで (2歳の誕生日の前日) 2期：平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ (5歳以上7歳未満の就学前年度にあたる、いわゆる年長児) →接種期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日 (早めに受けましょう!) ※個別通知あり	【1期追加】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後20日以上の間隔をあける 2回目接種後20日以上の間隔をあける 3回目接種後6月以上の間隔をあける ※標準的には20日から56日までの間隔で接種 ※標準的には初回終了後12月から18月の間 1回接種 生後5月から8月に達するまでの接種が望ましい
水痘	(生) (A)	2回 各0.5ml	生後12月～生後36月に至るまでの間 (1歳の誕生日の前日)	1回目 → 2回目 1回目接種後3月以上の間隔をあける ※標準的には6月から12月までの間隔で接種
日本脳炎	(不) (A)	4回 3歳未満：各0.25ml 3歳以上：各0.5ml	【1期初回、追加】 生後6月～90月に至るまでの間 (生後6月になる前日から7歳6か月になる前日) 標準的な接種開始年齢 1期初回：3歳 1期追加：4歳 ※なるべくこの時期に接種を開始しましょう。 【2期】9歳以上13歳未満 ※個別通知あり 標準的な接種開始年齢 小学4年生	【1期初回】1回目 → 2回目 → 3回目 → 4回目 1回目接種後6月以上の間隔をあける 2回目接種後6月以上の間隔をあける 3回目接種後6月以上の間隔をあける 4回目接種後6月以上の間隔をあける 【2期：9～13歳未満】 標準：小学4年生 9～13歳未満の間に接種

予防接種の対象となる病気	種類	回数・接種量	対象者	接種回数・間隔
ジフテリア 破傷風 (二種混合)	(不) (A)	1回 0.1ml	11歳以上13歳未満 ※個別通知あり 標準的な接種開始年齢 小学6年生	1回目 → 2回目 → 3回目 1回目接種後1年以上の間隔をあける 2回目接種後2月以上の間隔をあける 3回目接種後2月以上の間隔をあける
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	(生) (A)	3回 各0.5ml 筋肉内接種	小6～高校1年相当の女子 標準的な接種年齢 ※R5.4.1から… シルガード9 (9価) が定期接種となる予定です。	1回目接種後1年以上の間隔をあける → 2回目 → 3回目 1回目接種後2月以上の間隔をあける → 2回目 → 3回目 シルガード9 (9価) 1回目 → 2回目 → 3回目 1回目接種後2月以上の間隔をあける

【年齢の数え方】年齢計算に関する法律によると、誕生日の前日 (24時) に年齢が繰り上がるようになります。対象年齢が「1歳から2歳未満」の場合は、「1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日」が、接種できる期間となります。

- 予防接種は、個人の疾患の予防はもちろんですが、社会全体を感染症から守るという目的があります。特にA類疾病の定期予防接種は、接種努力をするよう義務付けられています。積極的に接種をしましょう。
- 定期予防接種の予診票は新生児訪問時に配布・説明をしています。転入の方は、保健福祉センター窓口へ母子健康手帳をご持参の上、お越しください。
- 各予防接種は、標準的な接種時期・間隔が定められています。疾病の予防効果を高めるためにも、標準的な接種をお勧めします。
- 予防接種は、原則、契約医療機関での接種となります。ご不明な場合は保健福祉センターへお問い合わせください。事前の連絡なく契約医療機関以外で接種した場合は、任意接種 (自費) となりますのでご注意ください。

